

日本板硝子株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：日本板硝子株式会社
- (2) 所属部会：関西化学部会第1分科会
業種：ガラス製造業
- (3) 資本金：116,449百万円
従業員数：27,460名（連結）
2,000名（単体）
(2016年3月31日現在)

(4) 営業品目：

① 建築用ガラス分野

住宅・ビル用の単板ガラス、調光ガラス、防火ガラス（パイロクリア®等）、複層ガラス（真空ガラス スペース®等）、及び太陽電池基板用のTCO膜付き高透過平板ガラス等

② 輸送機材用ガラス分野

自動車・鉄道車両等の窓用ガラス（合わせガラスや強化ガラス等の安全ガラス、またそれぞれに紫外線・赤外線カットや撥水等の機能を付加した製品群）

③ 機能性ガラス分野

ディスプレイ基板ガラス、産業用光学部品（セルフォック®マイクロレンズアレイ等）、鱗片状ガラス微粉末（メタシャイン®等）、ガラス繊維製品（ゴム補強用グラスコード、鉛蓄電池セパレータ用ガラス不織布等）

(5) 会員機関の理念

① 経営理念

「事業は人なり」

当社は住友グループの一員として、住友事業精神より「事業は人なり」の言葉を経営理念として戴いています。2006年の英ピルキントン社

買収後は、これを当社グループの共通の価値観（Our Values）として各国で掲げています。

② グループビジョン

「ガラス技術で世界に変革を」

本ビジョンは、ガラス技術、製造、製品開発における専門性を通じて、サステナビリティ（持続可能性）に積極的に貢献するという、我々の決意（コミットメント）を表現しています。

(6) CIマーク：



英ピルキントン社の買収により当社は海外に広く事業を展開することとなりましたので、2007年10月より「NSG Group」を新たなブランドとして上記のロゴマーク（正式には水色の中抜文字）を用いることとしております。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

現在当社の知的財産部は、研究開発部（R&D、グローバル本社機能の一つ）の日本地域部門である日本統括部に属しており、名称は「研究開発部 日本統括部 知的財産部」となります。

(2) 構成及び人員

現在当社の知的財産部の所属人員は部長の他12名（出願権利化等の知財業務担当者：9名、管理系業務担当者：3名）であり、研究開発部（日本統括部）のある伊丹事業所（兵庫県伊丹市）

を主な拠点とする他に関東地区、東海地区の開発拠点に2名ずつを配しています。

また2006年に買収してグループ会社となった英ピルキントン社の開発部（英国）の知財部署は約10名の人員で構成されています。

(3) 沿革

1967年2月の本社・開発部設立の際に特許課が設けられ、2005年4月に同・知的財産部となりました。業務の実態に合わせて2008年度には各事業部門及び本社に知的財産グループを置く改組が行われましたが、2012年4月に開発部が本社機能に集約された際に知財部門も統合されて現在の組織形態に至っております。

3. わが社の知的財産活動

当社では各知財業務担当者が研究所・事業部開発部署と密着して活動しており、また出願権利化以外にも他者特許対策・保有特許の評価判断や契約支援にも関わっております。

また英ピルキントン社と共通する事業分野においては開発を統合したことから知財活動も共通して行うべき局面があり、そのため当社では知的財産に関するグループポリシーを制定して知的財産の取扱いを同様に進めるよう図っております。

(1) 特許委員会 (Patent Committee)

知的財産の取扱いに関するポリシーにより、当社の知財方針は「事業をサポートする」ことを原則としています。また同ポリシーにより、特許については「特許委員会」を開催してその取扱いを定めています。

建築用ガラス分野、輸送機材用ガラス分野については当社と英ピルキントン社の開発を統合しておりますので日英の開発部の技術責任者、事業部の営業担当者らが参加します。

機能性ガラス分野については各事業部ごとに事業部長、技術部長、営業部長ないしその代理と開発部（日本統括部）の対応する技術責任者

らが参加します。

外国出願の要否及び出願国、保有特許の維持要否について予めエリアごとに検討し、「特許委員会」で最終的に判断します。なお「特許委員会」度は四半期ないし半期に一回の程度です。

(2) 発明発掘から出願権利化

研究所、事業部の開発方針に沿ってリエゾン活動を行っています。基礎出願となる国内出願は開発グループの長レベルの判断で積極的に出願し、外国出願は前述の「特許委員会」で、より大局的な視点から判断しています。

(3) 他者特許対策

簡単な特許調査・対策は社内で行い、必要に応じて内外特許事務所等の社外リソースを活用しつつ行っています。

案件によっては、英ピルキントン社の知財部門と情報交換等を行って対応しています。

(4) 契約支援

当社では、秘密保持契約・共同開発契約等の技術に関連する契約には知的財産部が法務部門と共に支援する活動を進めています。知的財産部は技術や事業展開の観点から、法務部門は法的な観点から検討しています。

(5) 出願方針決定と保有特許の評価

前述の「特許委員会」により出願方針の決定と保有特許の評価を行い、また、他社特許による障害発生の可能性検討や重要な契約の状況確認等も行います。

4. 今後の取り組み

事業支援の観点から、以下三点を当社知的財産部が取り組むべき課題と考えております。

- (1) 営業秘密保護や契約管理、技術情報の収集分析等、新たな分野への知財業務の拡大
- (2) グループの日英知財部門の協業効果の実現
- (3) それらを担う人材の育成と組織の強化

(原稿受領日 2016年9月13日)